白河市多文化共生推進プラン

（案）

令和９（2027）年●月

福島県白河市

目　次

第１章　プラン策定にあたって
　１．プラン策定の趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
　２．プランの位置づけ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
　３．プランの計画期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

第２章　白河市の多文化共生の現状と課題
　１．外国人住民の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
　２．多文化共生をめぐる主な課題　・・・・・・・・・・・・・・　12

第３章　プランの基本的な考え方
　１．基本理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14
　２．基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15
　３．施策体系　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16

第４章　具体的な施策の展開　・・・・・・・・・・・・・・・・・　17

第５章　プランの推進体制
　１．全庁的な連携体制の確立　・・・・・・・・・・・・・・・・　24
　２．多様な主体との連携・協働　・・・・・・・・・・・・・・・　24
　３．プランの進行管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　25

資料編
　資料１　白河市外国人住民アンケート調査　・・・・・・・・　26
　資料２　福島県多文化共生に係るアンケート調査　・・・・・・・・　27
　資料３　外国人雇用事業者へのアンケート調査　・・・・・・・・　29
　資料４　白河市長と外国人従業員の方との意見交換会　・・・・・・・・　30

第１章　プラン策定にあたって

１．プラン策定の趣旨

全国的に急速な少子高齢化と人口減少が進行する中、地域社会や産業等を維持・発展させる上で、外国人材の必要性が高まっています。

国においては、「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」の策定をはじめ、従来の技能実習制度を発展的に解消し、人材確保と育成を目的とした「育成就労制度」を創設するなど、外国人の適正な受入れと定着に向けた法制度の抜本的な見直しが進められています。

また、総務省の「地域における多文化共生推進プラン」（令和２（2020）年度改訂）においても、外国人住民を「地域社会を構成する一員（生活者）」として位置づけ、地方自治体に対して地域の実情に応じた総合的かつ計画的な施策の推進を求めています。

こうした中、本市では、外国人住民数が過去 10 年間で約２倍に増加しており、令和８（2026）年９月１日現在で 1,050 人に達しました。総人口に占める外国人住民の割合は 1.88％となり、福島県内 13 市で最も高くなっています。東南アジアを中心に 34 の国・地域から集まった 20 代・30 代の若年層が多く暮らし、本市の基幹産業である製造業をはじめ、介護などの福祉分野等においても、地域経済や社会基盤を支える重要な担い手となっています。

一方で、外国人住民の急増に伴い、「言葉や情報伝達の壁」をはじめ、「生活習慣やルールのちがいによるトラブルへの懸念」、「防災、医療、子育てなど安全・安心な生活環境の確保」、さらには「日本人住民との交流機会の不足」といった課題が顕在化しています。

さらに、国の制度改正に伴い転籍要件が緩和されるなど外国人材の流動化が見込まれる中、将来にわたって本市が「国籍や在留資格にかかわらず地域社会の一員として参加、活躍できるまち」となるための環境整備が急務となっています。

こうした社会情勢を踏まえ、外国人住民を「共に地域社会を創り、支えるパートナー」として迎え入れ、国籍や文化のちがいを互いに認め合い尊重しながら、すべての住民が安全・安心に自分らしく暮らすことができる「多文化共生社会」の実現に向け、本市の特性に即した施策を総合的かつ体系的に推進するための指針として、本プランを策定します。

２．プランの位置づけ

本プランは、総務省の「地域における多文化共生推進プラン」や福島県の「ふくしま国際施策推進プラン」を踏まえ、本市の最上位計画である「白河市行動計画」に掲げる多文化共生に関する方針を具現化する分野別計画として位置づけます。

また、多文化共生の推進は、防災・防犯、保健・医療・福祉、子育て・教育、産業など多岐にわたる分野に関係することから、本市の関連する各種計画と整合・連携を図りながら、全庁横断的に施策を推進します。

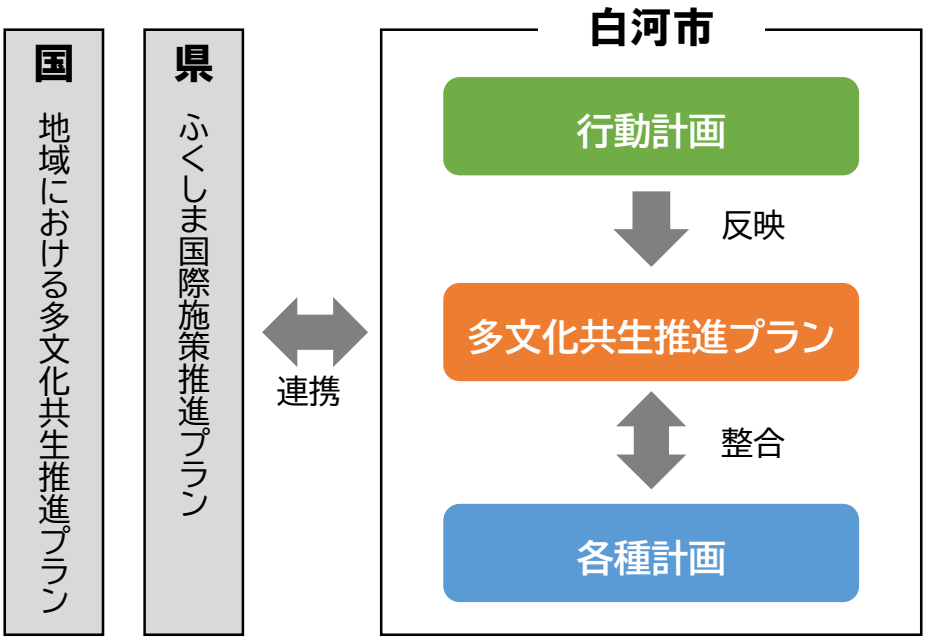

３．プランの計画期間

本プランの計画期間は、令和９（2027）年度から令和 13（2031）年度までの５年間とします。

なお、社会情勢の変化や関連施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

第２章　白河市の多文化共生の現状と課題

１．外国人住民の状況

（１）総人口と外国人住民数・割合の状況（各年９月１日現在）

本市の総人口は減少傾向にあり、過去 10 年間の推移をみても、平成 29（2017）年の 61,729 人から一貫して減り続け、令和８（2026）年には 55,895 人（5,834 人減）となっています。

一方で、外国人住民数は、平成 29 年の 538 人から令和元（2019）年にかけて増加していたものの、令和２（2020）年以降は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う入国制限等の影響により一時的に減少しました。令和４（2022）年以降は再び増加に転じ、特に令和５（2023）年以降は年 10%を超える高い伸び率で推移し、令和８年には初めて 1,000 人を超え、平成 29 年比で約２倍となる 1,050 人に達しました。

これに伴い、総人口に占める外国人住民の割合についても、平成 29 年の 0.87%から年々上昇を続け、令和８年には 1.88%に達しています。

なお、この割合（1.88%）は福島県内 13 市の中で最も高い数値となっており、総人口が減少する本市において、外国人住民が地域社会を構成する一員として、その存在と重要性が一層高まっている状況となっています。

図１　総人口と外国人住民数の推移

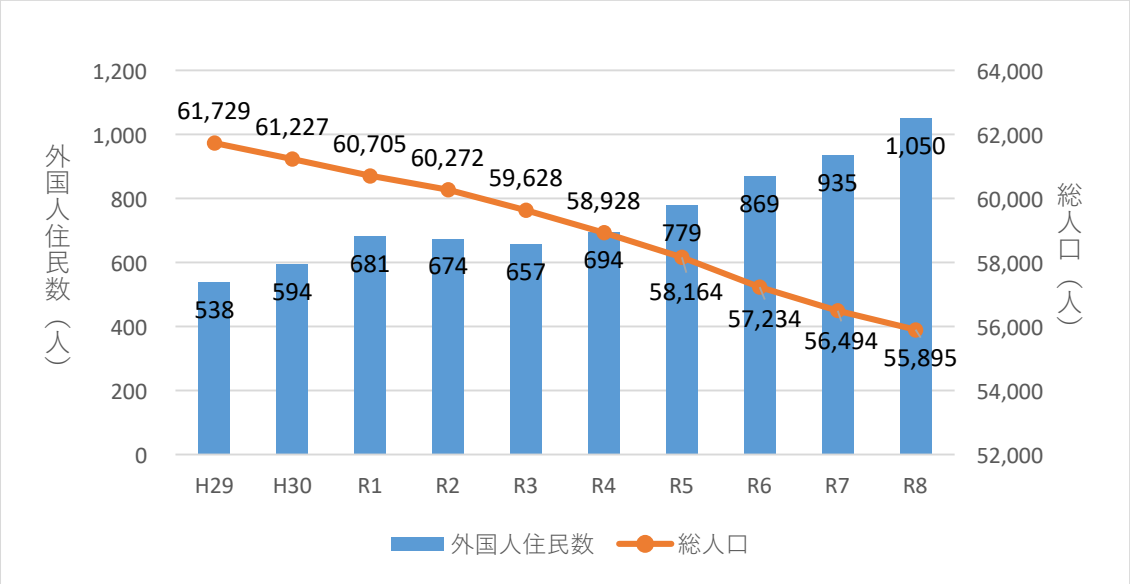

（資料：住民基本台帳より作成　各年９月１日現在）

図２　外国人住民数と人口割合の推移

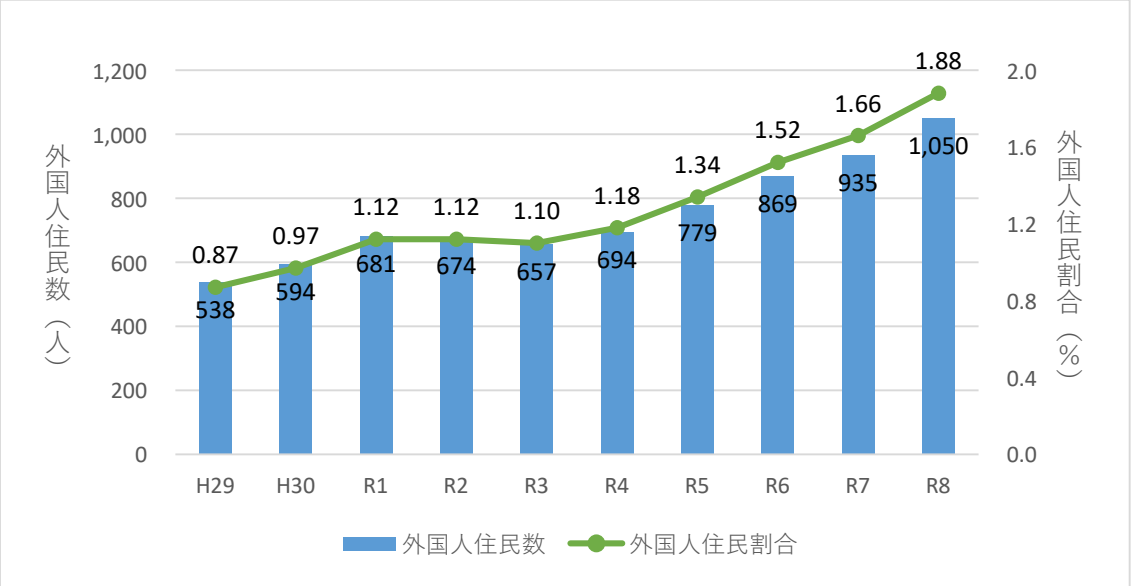

（資料：住民基本台帳より作成　各年９月１日現在）

（２）年齢別人口の状況

日本人住民と外国人住民の年齢構成を比較すると、人口ピラミッドの形状に極めて顕著なちがいが見られます。

日本人住民は、70 歳代（70～74 歳：4,379 人、75～79 歳：4,261 人）を中心とする高齢者層と、50 歳代前半（50～54 歳：4,062 人）の層にそれぞれ大きな山があり、少子高齢化が進む構造となっています。

これに対し、外国人住民は、20 歳代から 30 歳代前半の若年・労働力層に大きく集中しています。特に、20～24 歳（188 人）、30～34 歳（185 人）、25～29 歳（173 人）の順に多く、20～34 歳の層だけで 546 人と、外国人住民全体の半数以上（52.0%）を占めています。また、15～64 歳の生産年齢人口でみると 960 人に達し、全体の 91.4%を占める構成となっています。

一方で、65 歳以上の高齢者層は 32 人（3.0%）と極めて少ないのに対し、0～14 歳の年少人口は 58 人（5.5%）となっており、特に 0～4 歳（25 人）や 5～9 歳（21 人）といった乳幼児や就学前・学齢期のこどもが一定の割合を占めています。

図３　外国人住民と日本人住民の年齢別人口

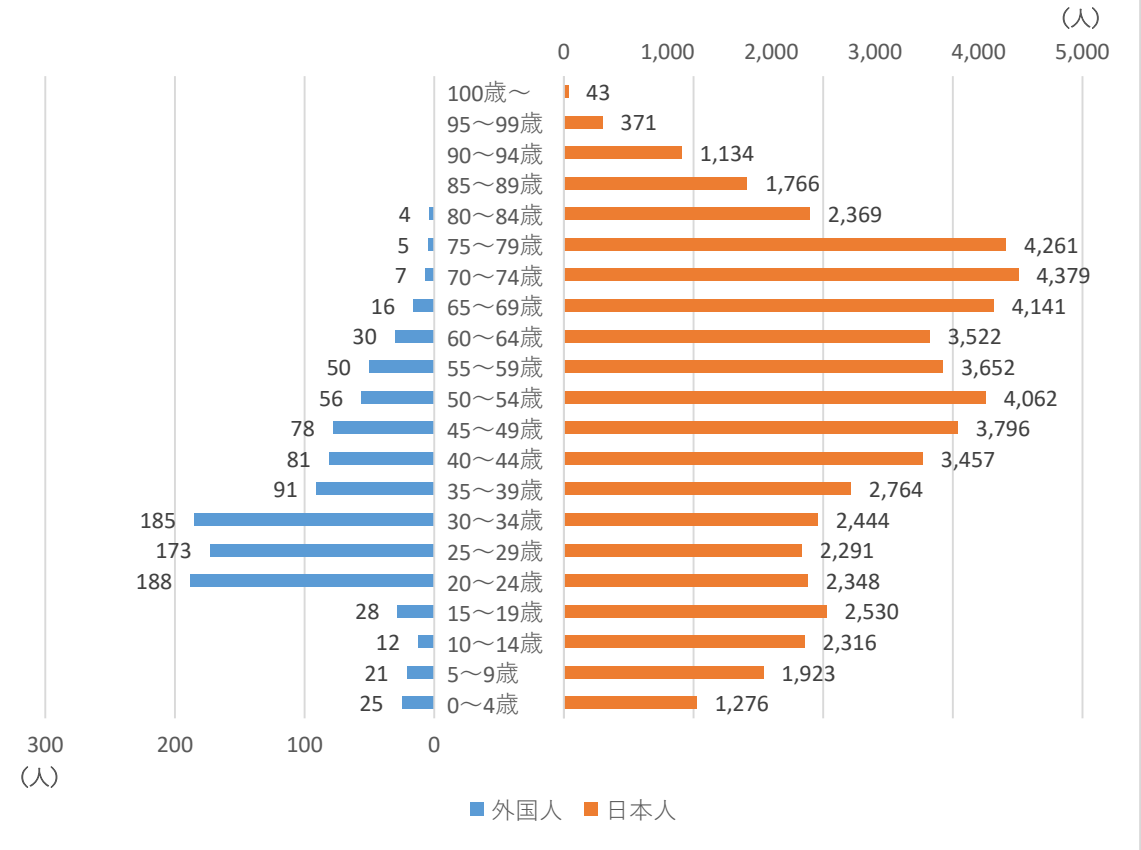

（資料：住民基本台帳より作成　令和８年９月１日現在）

（３）国籍・地域別外国人住民数の状況

国籍・地域別の推移をみると、平成 29（2017）年９月１日現在では、フィリピン（170 人）や中国（118 人）が上位を占めていましたが、近年は、ベトナムやインドネシア、ネパールなど、東南アジアや南アジア出身者が急増しています。

平成 29 年と令和８（2026）年を比較すると、特にベトナムは 53 人から 227 人と約 4.3 倍に急増し、令和５（2023）年以降は本市で最多の国籍となっています。また、インドネシアも９人から 157 人（約 17.4 倍）に、ネパールについても 21 人から 88 人（約 4.2 倍）と大幅に増加しています。一方、フィリピンや中国は、ほぼ横ばいで推移しています。

令和８年９月１日現在、本市には、34 の国・地域出身の外国人住民が暮らしており、国籍別では、ベトナムが 227 人（21.6%）で最も多く、次いでフィリピン 202 人（19.2%）、インドネシア 157 人（15.0%）、中国 115 人（11.0%）、ネパール 88 人（8.4%）となっています。

上位３か国で全体の過半数（55.8%）、上位５か国で 75.2%（約４分の３）を占めており、ミャンマーや韓国、パキスタン等を含め、アジア地域出身者が大半を占める構成となっています。

図４　国籍・地域別外国人住民数の推移

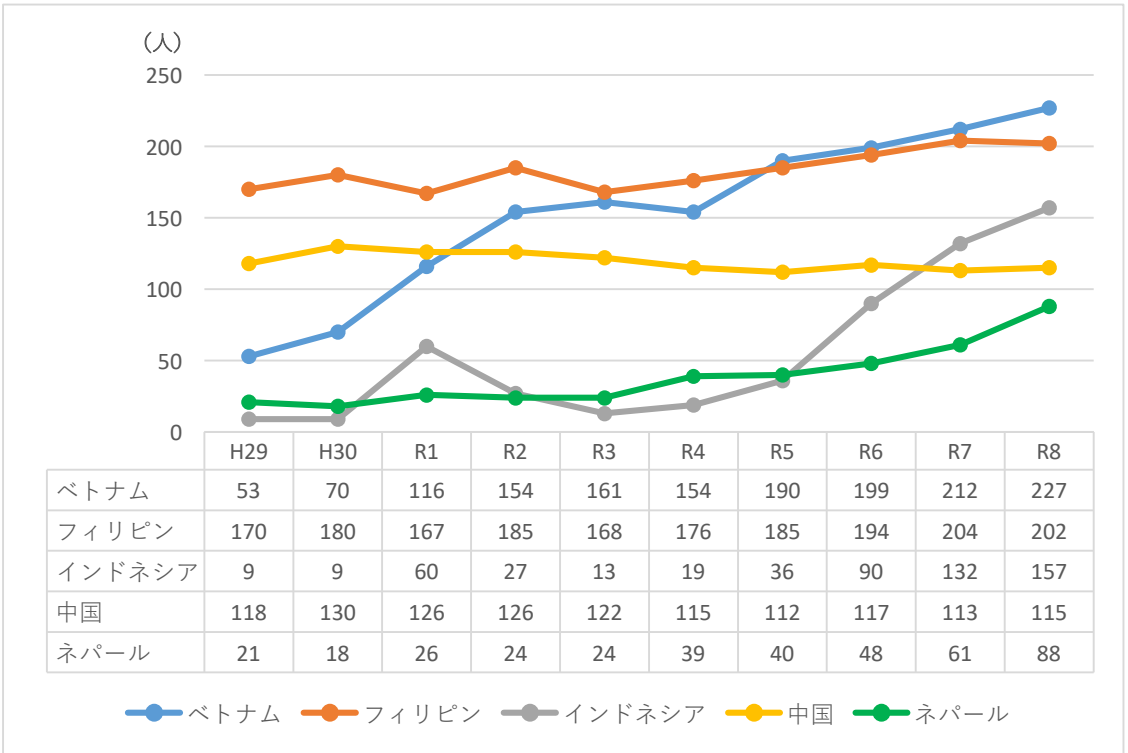

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
ベトナム	53	70	116	154	161	154	190	199	212	227
フィリピン	170	180	167	185	168	176	185	194	204	202
インドネシア	9	9	60	27	13	19	36	90	132	157
中国	118	130	126	126	122	115	112	117	113	115
ネパール	21	18	26	24	24	39	40	48	61	88

（資料：住民基本台帳より作成　各年９月１日現在）

図５　国籍・地域別外国人住民数の割合

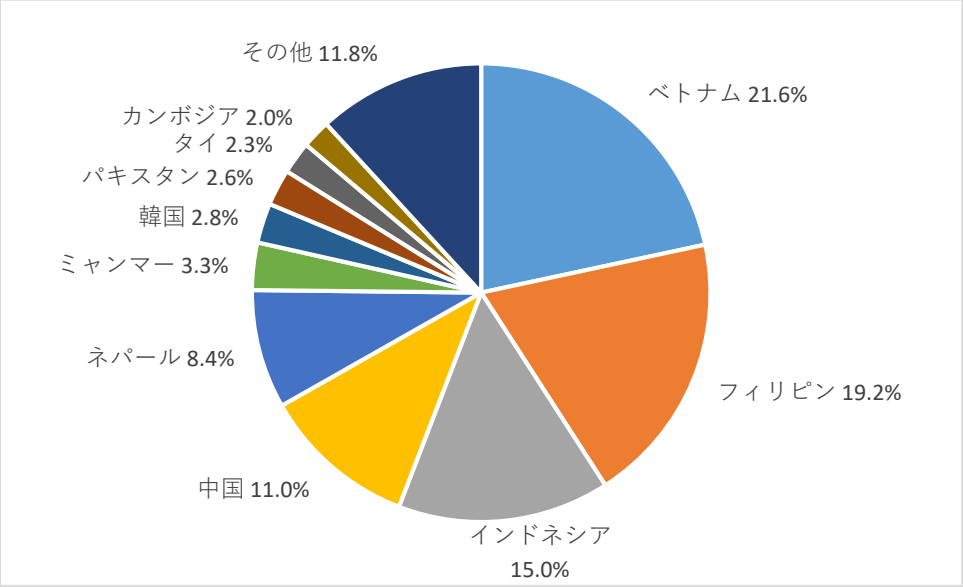

（資料：住民基本台帳より作成　令和８年９月１日現在）

（４）在留資格別外国人住民数の状況

在留資格別の推移をみると、平成 29（2017）年時点では、「永住者」（210 人）をはじめとする身分・地位に基づく在留資格が６割以上を占めていましたが、近年は就労を目的とした在留資格が大幅に増加し、構成比率が大きく変化しています。

特に「技能実習」は平成 29 年に 109 人でしたが、令和８（2026）年には 266 人（約 2.4 倍）に増加し、最多の在留資格となっています。また、平成 31（2019）年に創設された「特定技能」が 173 人と急速に拡大したほか、「技術・人文知識・国際業務」も 21 人から 111 人（約 5.3 倍）へと大幅に増加しています。さらに、「家族滞在」についても 28 人から 86 人（約 3.1 倍）へと増加しており、就労者の定着に伴う家族帯同の広がりもうかがえます。

令和８年９月１日現在における内訳は、「技能実習」が 266 人（25.3%）で最も多く、次いで「永住者」228 人（21.7%）、「特定技能」173 人（16.5%）、「技術・人文知識・国際業務」111 人（10.6%）の順となっています。就労目的の上位３資格（技能実習、特定技能、技術・人文知識・国際業務）だけで全体の過半数（52.4%）を占めており、本市の地域産業や市民生活を支える重要な担い手となっています。

図６　在留資格別外国人住民数の推移

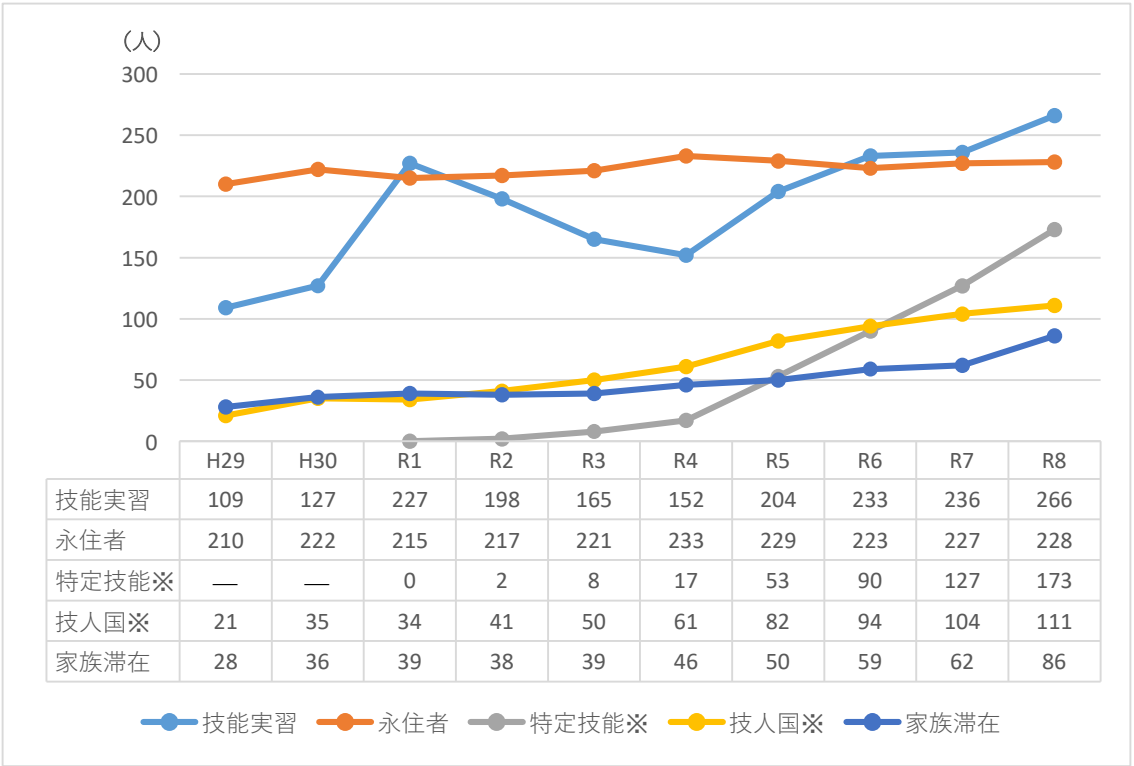

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
技能実習	109	127	227	198	165	152	204	233	236	266
永住者	210	222	215	217	221	233	229	223	227	228
特定技能※	—	—	0	2	8	17	53	90	127	173
技人国※	21	35	34	41	50	61	82	94	104	111
家族滞在	28	36	39	38	39	46	50	59	62	86

（資料：住民基本台帳より作成　各年９月１日現在）

※「特定技能」は、平成 31（2019）年４月に創設された在留資格のため、平成 30 年以前は該当なし
※「技人国」は、「技術・人文知識・国際業務」の略称

図７　在留資格別外国人住民数の割合

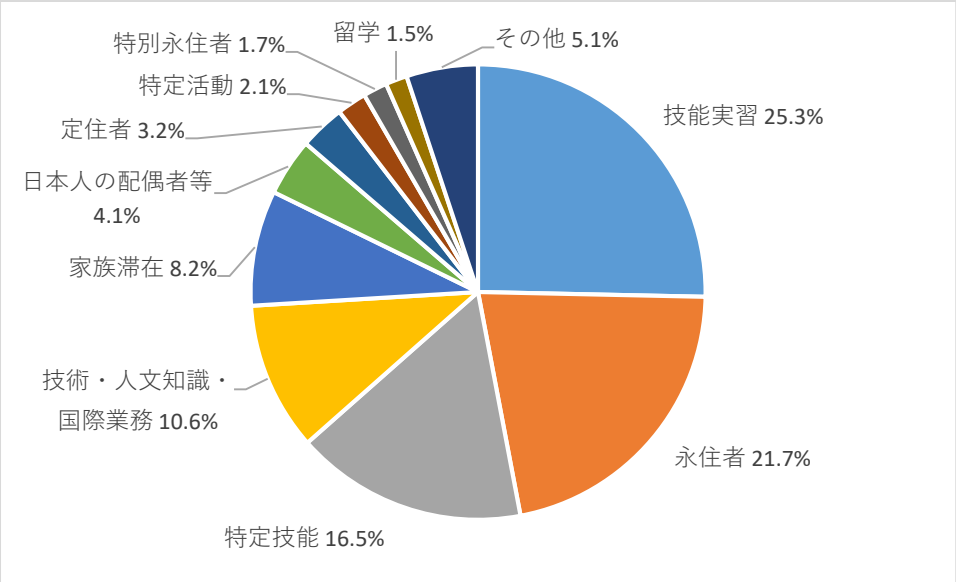

（資料：住民基本台帳より作成　令和８年９月１日現在）

（５）外国人労働者の状況

令和７（2025）年 10 月末現在の市内における外国人雇用事業者数は 110 ヶ所、外国人労働者数は 676 人となっています。

産業別外国人労働者数の割合でみると、製造業が 34.0％と最も多く、次いで生活関連サービス業、娯楽業 18.6％、サービス業（他に分類されないもの）12.0％、農業 6.8％となっており、製造業を中心に多くの分野で外国人労働者が活躍し、本市の地域経済や産業活動を支える重要な担い手となっています。

図８　産業別外国人労働者数の割合（白河市内事業所）

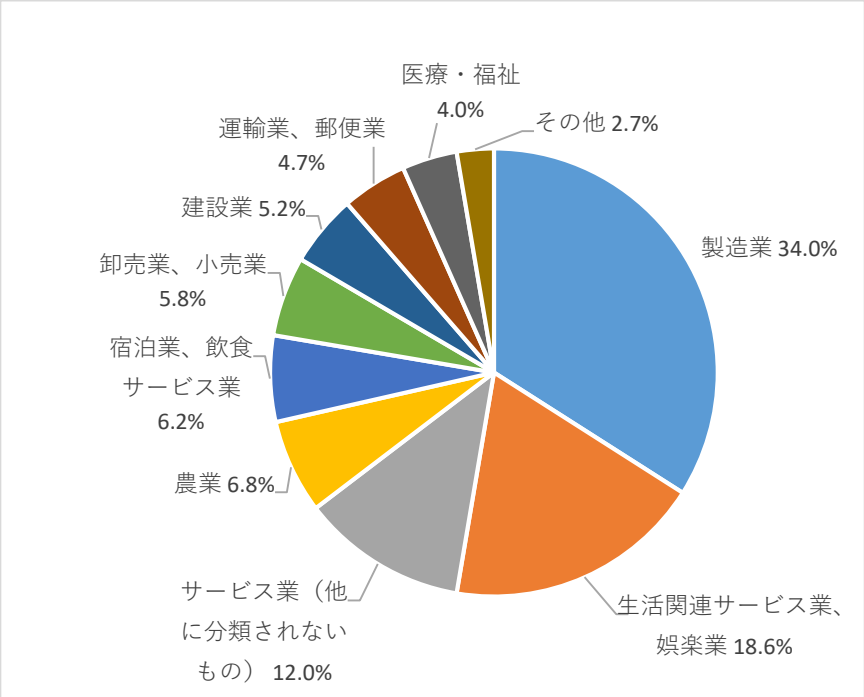

（資料：福島労働局による特別集計資料より作成　令和７年 10 月末現在）

（６）外国人児童生徒数の状況

市立小・中学校に在籍する外国人児童生徒数は、平成 29（2017）年度から令和４（2022）年度にかけて、おおむね 20 人台前半で推移し、令和５（2023）年度に一時減少に転じたものの、令和６（2024）年度以降は増加傾向にあります。

令和７（2025）・８（2026）年度には、小・中学校合わせて 29 人と過去最多となっており、特に小学校での在籍数が高い水準となっています。

また、前述の外国人住民の年齢別人口をみると、４歳以下の未就学児が 25 人在住していることから、今後も継続して小学校への就学が見込まれる状況にあります。

図９　外国人児童生徒数の推移

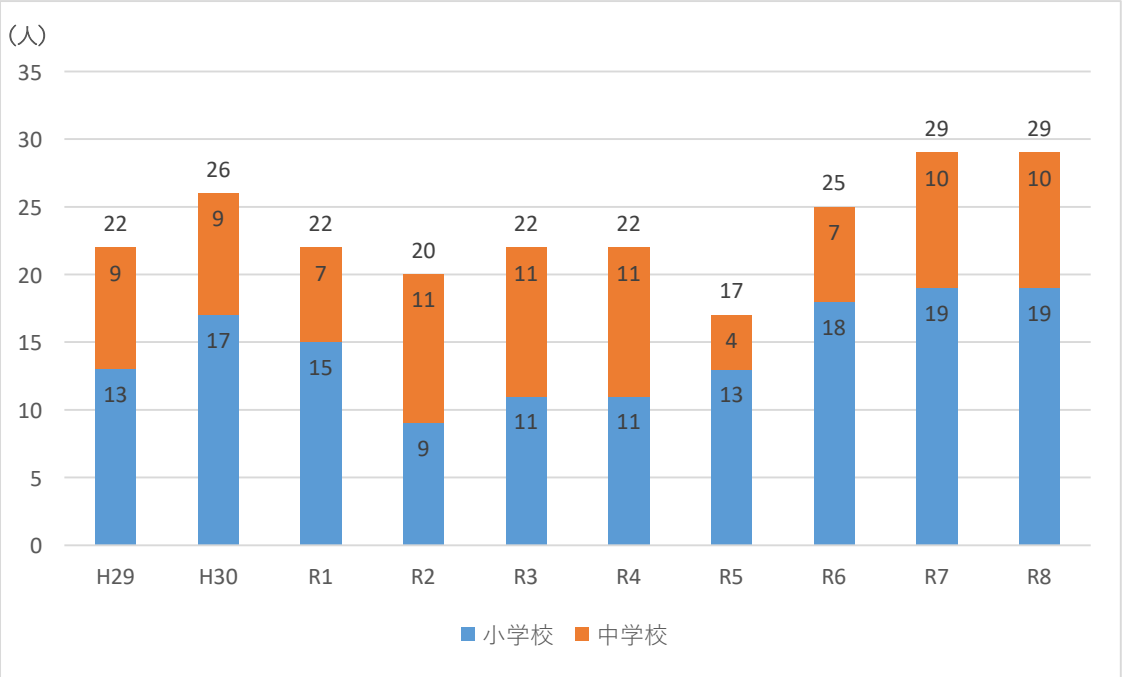

（資料：教育委員会学校教育課調べ）

２．多文化共生をめぐる主な課題

本市の外国人住民の状況や各種アンケート調査、意見交換会等を通して、次のような課題がみえてきました。

（１）情報発信と日本語学習の課題

①言葉の壁と「伝わる表現」の不足

日常生活や行政手続きにおいて、多言語や「やさしい日本語※1」による情報提供が十分ではないため、外国人住民が必要な情報を正確に理解できるよう、分かりやすい表現への工夫が求められています。

②情報発信手段のミスマッチ

従来の広報紙や文字中心の案内では情報が届きにくく、外国人住民の利用頻度が高いＳＮＳや動画等を効果的に活用した、迅速で確実な情報発信ルートの確立が求められています。

③日本語学習機会の不足と移動手段の壁

日本語の学習意欲はあるものの、移動手段（自転車・徒歩など）の制約や交代制勤務などにより、既存の講座等に参加しにくい現状があり、多様な学習機会や受講環境の整備が必要です。

（２）生活環境や安全・安心に関する課題

①生活ルールや習慣のちがいによるトラブルの懸念

ごみの分別や交通マナーなど、生活ルールに関する理解が不十分な場合があることから、トラブルを未然に防ぐための分かりやすいルールの周知や、転入時の初期オリエンテーションの実施が必要です。

②防災・防犯・交通安全の備えと情報伝達の不安

地震や風水害等の災害時における迅速な情報伝達や避難所での受入体制の充実に加え、日常的な交通マナーや防犯対策の周知、地域防災訓練への参加を通じた「自助・共助」の体制づくりが重要となっています。

③保健・医療・福祉サービスの利用における言葉・制度の壁

言葉の不安から医療機関の受診をためらうケースが見られるほか、介護保険等の福祉制度に関する理解や手続きの難しさがあるため、多言語での

受診・利用支援や相談体制の充実が求められています。

④子育て・教育環境における支援ニーズへの対応

妊娠・出産・育児期における言語サポートや相談体制の充実に加え、小・中学校に在籍する外国人児童生徒への日本語指導や適応支援、保護者へのきめ細かな情報伝達など、安心してこどもを育てられる環境整備が必要です。

⑤就労環境の適正化と地域定着への対応

外国人労働者に対する適切な労働環境の確保や就労相談体制の充実に加え、育成就労制度をはじめとする国の制度改正等に的確に対応した受入体制の強化が急務となっています。

（３）地域社会・多文化共生意識の課題

①市民の心理的距離と理解促進

外国人住民と日常的に接する機会が少なく、言葉の不安や文化のちがいから互いに「関わり方が分からない」という心理的距離が存在するため、市民全体の多文化共生に対する理解促進が必要です。

②地域における交流機会の不足

若い外国人住民が多いという地域特性がある一方で、同世代の日本人や地域住民と気軽に交流できるスポーツや文化、地域行事等の場が不足しており、日常的な交流機会の創出が求められています。

③地域活動への参画機会の不足

外国人住民を地域の一員・担い手として町内会や地域活動等に迎え入れ、共にまちづくりに関わる仕組みや活躍の場の創出が必要です。

※１【やさしい日本語】
外国人にわかりやすいよう、難しい言葉を言い換えたり、相手に応じて使い分けるなど工夫した「易しい（簡単な）」「優しい（相手を思いやる）」日本語のこと。

第３章　プランの基本的な考え方

１．基本理念

本市では、外国人住民の増加に伴い、地域社会の多様化が進んでいます。

国籍や文化、生活習慣のちがいを地域の新たな魅力や活力へとつなげ、すべての住民が誇りと愛着を持てるまちを目指し、本理念を掲げます。

『 ちがいを力に、心をつなぎ、あすを創るまち 白河 』

ちがいを力に【多様性と活力】

文化や生活習慣のちがいを互いの「個性」として認め合い、産業や地域活動など様々な場面において多様な視点や能力を活かすことで、新たな地域の活力を生み出します。

心をつなぎ【安心と相互理解】

多言語や「やさしい日本語」による情報発信の充実を図るとともに、日常の交流を通じて互いの理解を深め、言葉の壁や生活の不安を解消し、誰もが安全・安心に暮らせる地域社会を築きます。

あすを創る【共創と参画】

外国人住民を地域社会を支える大切な一員・担い手として迎え入れ、共に手を取り合いながら持続可能で活力ある白河の未来を切り拓きます。

２．基本方針

◆基本方針1　言葉の壁を越え、情報が伝わるまちづくり

外国人住民が地域で生活する上で最大の障壁となっている「言葉の壁」を解消するため、行政手続きや生活・防災情報の多言語化を推進するとともに、外国人住民にも分かりやすい「やさしい日本語」の普及を図ります。

情報の伝達にあたっては、従来の紙媒体にとどまらず、ＳＮＳや動画等を効果的に活用し、必要な情報が必要な人に確実に「届く・伝わる」発信体制を構築するとともに、日常の困りごとや不安を気軽に相談できる窓口機能の充実を図ります。

また、移動手段の制約や勤務形態等に配慮した身近で多様な日本語学習機会の拡充を図り、日常生活や就労における円滑な意思疎通と相互理解の基礎を育みます。

◆基本方針2　誰もが安全･安心に暮らせるまちづくり

外国人住民が安心して暮らし、長期的に定着できるよう、防災・防犯、保健・医療・福祉、子育て・教育、就労などあらゆる生活場面における受入環境の整備と支援体制の強化を図ります。

ごみ出しや交通ルールなどの生活習慣・地域ルールの周知徹底に向けて、受入企業や関係機関と連携した実践的なオリエンテーション等を実施し、生活上のトラブルや事件・事故を未然に防止します。

また、ハローワーク等と連携した就労相談体制の周知や、育成就労制度をはじめとする国の制度改正に的確に対応した事業者支援を推進し、外国人材が地域社会に長く定着できるよう、地域全体で働きやすく暮らしやすい包摂的な環境を整えます。

◆基本方針3　互いを認め合い、共に支え合うまちづくり

日本人住民と外国人住民が互いの文化的背景や価値観のちがいを正しく理解し、尊重し合うための啓発活動を推進し、地域社会における偏見や心理的距離を解消します。

本市の外国人住民に多い 20 代・30 代の若年層に着目し、スポーツや地域の祭り、伝統文化体験などを通じて、同世代の日本人住民と自然に交流できる機会を創出します。

また、外国人住民を町内会活動や防災活動など「地域社会を支える担い手」として位置づけ、対等な立場でまちづくりに参画できる協働の土壌を育みます。

３．施策体系

基本理念　ちがいを力に、心をつなぎ、あすを創るまち 白河

◆基本方針1　言葉の壁を越え、情報が伝わるまちづくり

- ●施策1-1　的確な情報発信と相談体制の充実
- ●施策1-2　地域における日本語学習機会の拡充

◆基本方針2　誰もが安全･安心に暮らせるまちづくり

- ●施策2-1　生活ルールの周知と良好な生活環境の確保
- ●施策2-2　防災・防犯・交通安全体制の充実
- ●施策2-3　保健・医療・福祉サービスの利用支援
- ●施策2-4　子育て・教育支援の充実
- ●施策2-5　就労環境の向上と地域定着支援

◆基本方針3　互いを認め合い、共に支え合うまちづくり

- ●施策3-1　「やさしい日本語」の普及と偏見・差別のない地域づくり
- ●施策3-2　多様な交流機会の創出
- ●施策3-3　地域社会への参画促進と共生基盤の確立

第４章　具体的な施策の展開

基本方針 1　言葉の壁を越え、情報が伝わるまちづくり

外国人住民が必要な情報を取得し、円滑に意思疎通が図れるよう、多言語化やＩＣＴの活用、「やさしい日本語」の普及を進めるとともに、身近な日本語学習環境と相談体制を整備します。

●施策 1-1　的確な情報発信と相談体制の充実

①生活ガイドブックの周知と活用促進

日常生活に必要な情報や地域のルールをまとめた『外国人住民のための生活ガイドブック（やさしい日本語版）』について、市公式ホームページや受入企業等を通じて積極的に周知し、外国人住民への確実な情報提供を図ります。

また、外国人住民の国籍や現場のニーズを踏まえ、必要に応じた内容の改訂や多言語化に対応します。

②多様な媒体を活用した情報発信

外国人住民の利用率が高いＳＮＳ（Facebook、Instagram 等）を活用したショート動画等による視覚的な情報発信を強化します。

また、『広報しらかわ』の電子化や多言語翻訳アプリの導入、公共施設等における多言語デジタルサイネージの活用検討など、多様な手段で情報を提供します。

③行政窓口における多言語対応と「やさしい日本語」の活用

市役所の窓口や出先機関において、多言語音声翻訳アプリや電話通訳サービスの利活用を推進し、円滑な意思疎通を図ります。

また、主要な申請手続きにおける記載例の「やさしい日本語」化やルビ（ふりがな）の表記を進めるなど、外国人住民にとって分かりやすい窓口環境を整備します。

④外国人相談窓口の設置と利用促進

外国人住民が日常生活の困りごとや不安を気軽に相談できるよう、白河市国際交流協会に相談窓口を設置し、その運営を支援します。あわせて、福島県国際交流協会や国等の専門的な相談窓口を、受入企業やＳＮＳ等を通じて広く周知し、利用を促進します。

●施策 1-2　地域における日本語学習機会の拡充

①日本語学習機会の充実

白河市国際交流協会と緊密に連携し、外国人住民が日常生活に必要な日本語を学べる「日本語教室」の充実を図ります。

また、受講者のニーズや生活スタイルに応じて開催日時や場所を工夫するとともに、対面での参加が難しい外国人住民に向けて、福島県国際交流協会が実施するオンライン日本語教室等を周知し、活用を促すなど、誰もが学びやすい環境を整えます。

②専門人材等と連携した日本語学習・交流支援

白河市国際交流協会等と連携し、日本語学習支援ボランティアの養成やスキルアップ研修を行うとともに、専門的な知識を有するコーディネーターや日本語教師等との連携を図り、効果的な学習環境を整備します。あわせて、日本語教室が日常的な交流や相談ができる「居場所」としての役割を担えるよう、ボランティアの活動支援やネットワークづくりを行います。

③外国人住民に向けた図書館利用案内と学習用資料の充実

外国人住民に対し、各母国語や「やさしい日本語」での図書館利用案内を作成し、利用促進に努めます。

また、日本語以外をルーツとする児童生徒やその保護者等をはじめ、日本語の習得を目指す外国人住民を対象に、各母国語に対応した多言語資料やLLブック※1等の充実を図り、誰もが日本語を学び、親しむことができる環境を整えます。

※1【LLブック】
「LL」は、スウェーデン語のLattlastの略語で、「やさしく読める」の意味。
やさしい語彙や文法を使う、写真や図を多用する、単純な構成にするなどの工夫がされており、言語理解が困難な方や、日本語を学習中の方にも読みやすくした本のこと。

基本方針 2　誰もが安全･安心に暮らせるまちづくり

外国人住民が地域で安心して日々の生活を送り、将来にわたり定着できるよう、生活ルール・マナーの周知、防災・防犯、医療・福祉、子育て・教育、就労など生活基盤全般の受入環境を強化します。

●施策 2-1　生活ルールの周知と良好な生活環境の確保

①受入企業等と連携した生活オリエンテーションの実施

外国人住民の転入時や就労開始時に合わせ、受入企業や監理団体、登録支援機関等と連携し、行政手続き、ごみ出し、防災、医療、交通ルール、相談窓口など、生活に必要な情報を説明する生活オリエンテーションを実施します。

②ごみ出し等生活ルールの理解促進

ごみの適正な分別や排出を促すため、既存の多言語版ごみ分別表を活用し、受入企業、市公式ＳＮＳ等を通じた周知徹底を図ります。あわせて、夜間の騒音防止や集合住宅でのマナーなど、地域社会で円滑に暮らすための生活ルールについても、多言語や「やさしい日本語」による情報提供を行い、地域住民とのトラブルの未然防止を図ります。

●施策 2-2　防災・防犯・交通安全体制の充実

①防災情報の提供と地域防災体制の整備

多言語や「やさしい日本語」による防災チラシを作成するとともに、受入企業等と連携した防災知識の普及や地域防災訓練への参加を促します。

また、町内会や白河市国際交流協会等が開催する防災教室に協力し、平常時の備えの大切さを周知するとともに、救助・救護活動など災害時に協力し合う「自助・共助」の行動を推進します。

さらに、災害発生時に備え、迅速かつ正確な緊急情報を多言語や「やさしい日本語」で発信する体制を整備するとともに、避難所における多言語の案内表示やコミュニケーション支援、通訳等の対応を円滑に行える環境づくりを進めることにより、外国人住民を含めた災害時の協力・支援体制を構築します。

②関係機関と連携した交通安全・防犯意識の啓発

警察署等の関係機関や受入企業等と連携し、基本的な交通ルールや自転車の安全利用に関する周知・啓発活動を実施します。

また、日常生活における防犯対策や事故防止に関する基本的な知識の普及を図り、事件・事故の未然防止と安全な生活環境の確保を推進します。

●施策 2-3　保健・医療・福祉サービスの利用支援

①保健・医療・福祉に関する情報提供と利用支援

各種健康診断の案内や医療機関の受診方法、介護保険等の各種福祉制度について、多言語や「やさしい日本語」による情報提供や国・県の相談窓口の周知を図ります。

また、国等による多言語問診票や電話・映像医療通訳サービス等について、関係機関へ周知し、利用促進を図ります。

さらに、個々の状況に応じた専門機関への適切な案内を行うとともに、関係部署や地域包括支援センター等と連携し、保健・医療・福祉サービスの円滑な利用を支援します。

●施策 2-4　子育て・教育支援の充実

①妊娠・出産・子育て期における切れ目のない支援

多言語版母子健康手帳の交付をはじめ、妊娠・出産・乳幼児健診等に関する情報提供や各種手続きの多言語化・「やさしい日本語」化を推進します。

また、窓口での翻訳ツールの活用に加え、保健師等による相談対応や家庭訪問を通じて、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援を行います。

さらに、保育施設における子育て支援事業や子育てひろば等の円滑な利用を促し、外国人保護者が地域で安心して子育てができる環境を整え、孤立化を防止します。

②外国人児童生徒等に対する支援の充実

市内の小・中学校に在籍する外国人児童生徒に対し、「日本語サポーター」の派遣による個別指導の継続・充実を図ります。

また、保護者向けのお便りや配布物の多言語化・「やさしい日本語」化を進め、学校と家庭（保護者）との円滑な連携を支えます。

さらには、就学前からの支援や来日・編入直後の初期支援、進路支援など、切れ目のない支援の充実に向けた関係機関との連携を強化します。

●施策 2-5　就労環境の向上と地域定着支援

①就労支援と相談体制の周知

ハローワーク等の関係機関と連携し、外国人住民に対する求人情報の提供や就職相談窓口の周知を図ります。

また、労働条件や安全衛生に関する多言語情報の提供や国等の労働相談窓口の案内により、安心して働ける労働環境の整備を支援します。

②外国人雇用事業者への支援と地域定着の促進

外国人を雇用している、または雇用を検討している事業者に対し、労務管理や生活支援、育成就労制度をはじめとする国の制度改正に関するセミナーの開催や情報提供を行います。あわせて、外国人材が安心して働き、地域社会に長く定着できるよう、関係機関との連携を図り、地域企業への支援を推進します。

基本方針 3　互いを認め合い、共に支え合うまちづくり

日本人住民と外国人住民が互いの文化を理解し、対等な立場で交流できるよう、市民への啓発活動を推進するとともに、地域社会の担い手としての参画を促進します。

●施策 3-1　「やさしい日本語」の普及と偏見・差別のない地域づくり

①「やさしい日本語」の普及啓発

市民、企業、行政職員等を対象とした「やさしい日本語」研修を開催し、外国人住民とのコミュニケーションの円滑化を図るとともに、地域や職場における分かりやすい情報伝達を推進します。

②多文化共生への理解促進と情報発信

『広報しらかわ』やＳＮＳ等を活用し、外国人住民の暮らしや地域での活動、多文化共生に関する取組事例などを積極的に発信します。あわせて、市民や地域団体、学校等を対象とした多文化共生講座を開催し、多様な文化への関心と理解を深める機会を提供することで、地域全体における多文化共生意識の醸成を図ります。

③人権尊重の推進と相談支援の充実

外国人住民が人権侵害や差別的な取扱いを受けた際に、法務局やその他適切な相談機関に円滑につながるよう、関係機関と連携し、窓口の周知に努めます。

また、国籍、民族、文化等を理由とする偏見や差別の解消に向けた啓発を図り、多様性を認め合う人権尊重の地域づくりを推進します。

●施策 3-2　多様な交流機会の創出

①スポーツや文化を通じた交流機会の創出

本市の外国人住民に多い 20 代・30 代の若年層に着目し、気軽に楽しめるスポーツイベントや、白河の歴史・伝統文化を体験するプログラムを実施することにより、同世代の日本人住民との交流機会を創出します。

②イベント等への参加促進と文化理解・交流の深化

「白河関まつり」をはじめとする祭りや地域イベントへの参加を促し、外国人住民が日本の伝統文化に親しみ、理解を深めるとともに、参加者同士が気軽に交流できる機会を創出します。あわせて、外国人住民が運営スタッフや出展

者としても主体的に参画できるよう、受入れ側の団体等との橋渡しを行い、地域住民との直接的なつながりと相互理解の促進を図ります。

●施策 3-3　地域社会への参画促進と共生基盤の確立

①町内会・地域コミュニティ活動への参画支援

地域の清掃活動や防災訓練、町内会行事等への参加を受入企業等を通じて働きかけるとともに、町内会側に対しても外国人住民の受入れや回覧板等の情報伝達に関する助言・支援を行います。

②白河市国際交流協会等と連携した事業の推進

地域における多文化共生の推進を担う中核組織である白河市国際交流協会と連携しながら、それぞれが主体性を持って企画・運営に参画し、役割分担のうえ、共同で事業を推進します。

また、行政、国際交流協会、市民、受入企業、関係団体等がそれぞれの役割に応じて緊密に連携・協力できるネットワークを構築し、地域全体で多文化共生の取組を推進します。

第５章　プランの推進体制

本プランに掲げた施策を総合的かつ実効性を持って推進するため、以下の体制に基づき、庁内外の関係機関と緊密に連携しながら取組を展開します。

１．全庁的な連携体制の確立

多文化共生の推進は、防災・防犯、保健・医療・福祉、子育て・教育、産業など多岐にわたる行政分野に関係します。

そのため、関係課で構成する「多文化共生庁内連絡調整会議」を定期的に開催し、情報共有や課題解決に向けた協議、新規施策の立案など、全庁横断的な視点から施策の一体的な推進を図ります。

また、職員を対象とした「やさしい日本語」や異文化理解に関する研修を実施するとともに、窓口用翻訳機器や電話通訳サービスの利活用を進め、職員一人ひとりの多文化共生意識の醸成と窓口対応力の向上を図ります。

２．多様な主体との連携・協働

多文化共生社会の実現には、行政の取組だけでなく、市民、地域コミュニティ、企業、関係機関が一体となった協働が不可欠です。

①白河市国際交流協会との連携強化

市民レベルでの国際交流や多文化共生推進の中心的役割を担う「白河市国際交流協会」との連携を一層深め、日本語教室の運営や各種交流事業を効果的に推進するとともに、同協会の体制や機能の強化を支援します。

②市民・地域コミュニティとの協働

外国人住民が地域社会で孤立することなく安心して暮らせるよう、町内会や地域づくり団体、市民ボランティア等と緊密に連携し、生活ルールの周知や地域行事・防災活動への参加促進に向けた受入環境づくりを協働して進めます。

③受入企業・経済団体等との連携

外国人住民の多くが就労者である地域特性を踏まえ、受入企業や監理団体・登録支援機関、商工会議所、商工会等と緊密に連携し、生活情報の周知や住環

境・労働環境の改善、地域社会への定着を協働して進めます。

④外国人住民との対話と参画の推進

現場のニーズを的確に把握し、施策の実効性を高めるため、外国人住民や受入企業等を交えた意見交換会を定期的に開催し、双方向の対話を通じた課題の抽出と施策の改善を図るとともに、まちづくりの担い手としての参画を促進します。

⑤国・県・専門相談機関等との広域連携

国や福島県、公益財団法人福島県国際交流協会（ＦＩＡ）をはじめとする関係機関・専門相談窓口等と緊密に連携し、専門性の高い相談事案への適切な対応や、広域的な情報の収集・共有を図ります。

３．プランの進行管理

本プランに掲げた各施策を着実に推進するため、関係課所および庁内連絡調整会議において、毎年度の事業の実施状況や取組の進捗を把握・共有するとともに、外部有識者等による協議の場を設け、専門的な見地からの意見を反映させることで、より効果的な施策の展開に努めます。

また、国の制度改正の動向や本市における外国人住民の推移、地域や企業等の現場の声を的確に把握し、社会情勢の変化に応じて柔軟に対応するとともに、必要に応じて施策の見直しを行います。

資料編

資料１　白河市外国人住民アンケート調査

資料２　福島県多文化共生に係るアンケート調査

資料３　外国人雇用事業者へのアンケート調査

資料４　白河市長と外国人従業員の方との意見交換会

資料１　白河市外国人住民アンケート調査

（１）調査の概要

①調査対象　白河市内に居住し、住民基本台帳に記載されている 19 歳以上の外国籍住民

②調査方法　郵送による配布・回収

③調査期間　令和３年１月～２月

④配布・回収　配布　623 件／回収　164 件／回収率　26.3％

⑤実施機関　白河市国際交流協会

（２）調査結果の概要（主なもの）

①外国人も暮らしやすい白河市にするために市に望むこと。

「強く望む」、「少し望む」を合わせた≪望む≫は、「外国語で医療（病院・薬局）を利用できるようにする」が 76.2％、「外国人が日本語を勉強する機会を増やす」が 75.0％、「外国人の就職を支援する」が 72.5％となっている。このほか、「外国語の相談窓口を増やす」70.7％、「外国人向けに防災について学ぶ機会を増やす」70.1％、「日本人と外国人が交流する機会を増やす」70.1％などが高くなっている。

②日常生活で困っていること、不安なこと。（複数回答）

「言葉が通じない」が 40.9％で最も多くなっている。次いで、「物価が高い」34.8％、「病気になったときの対応」24.4％、「仕事、職探し」22.0％、「災害（地震・台風）に対する備え」20.7％となっている。

③日常生活で必要とする情報はどれか。（複数回答）

「災害時の緊急情報」が 34.8％と最も多くなっている。次いで、「医療」26.8％、「仕事」26.8％、「行政からのお知らせ」26.2％、「税金」26.2％、「日本語教室」25.0％となっている。

④災害時の情報をどこから得るか。（複数回答）

「日本語のテレビ・ラジオ・インターネット」が 61.6％と最も多く、次いで「日本の知人・友人に聞く」39.6％、「ＳＮＳ」39.0％となっている。

⑤災害が起きたとき、近くの学校や公民館が避難所になっていることを知っているか。

４割程度となる 39.6％が「いいえ」と回答している。

⑥市に望む災害対策。（複数回答）

「災害対応に関する情報を多言語で提供する」が 54.9％と最も多く、次いで、「避難場所や経路の案内表示を多言語にする」35.4％、「緊急時に多言語で情報提供・相談対応を行う」25.6％となっている。

資料２　福島県多文化共生に係るアンケート調査

（１）調査の概要

①調査対象　【外国人対象】20 歳以上の福島県内外国籍住民（無作為抽出）
　　【日本人対象】20 歳以上の福島県内日本人住民（無作為抽出）
②調査方法　郵送による配布・オンラインによる回答
③調査期間　令和７年 10 月１日～10 月 31 日
④発送・回収　【外国人対象】発送　3,500 件／回収　860 件／回収率　24.6%
　　【日本人対象】発送　3,500 件／回収　421 件／回収率　16.8%
⑤実施機関　福島県国際課

（２）調査結果の概要（主なもの）

【日本人対象】

①普段の生活で外国人と交流する頻度はどのくらいあるか。
「まったくない」が 45.1%と最も多く、「あまりない（27.1%）」も含めると 72.2%が「ない」となっている。

②普段の生活で外国人との付き合いがない理由はなにか。
「付き合う場やきっかけがないから」が 65.5%と最も多くなっている。

③外国人と交流する場合、どのような内容なら交流してみたいか。
「祭り」が 37.8%と最も多く、日本文化を通した交流への関心が高くなっている。次いで、「趣味を同じくする人たちのサークル活動」36.1%、「仕事や職場」33.3%となっており、趣味、就労など日常生活に身近な場面での交流希望が多くなっている。

④お住まいの地域に外国人が増えることについて。
「どちらともいえない」が 34.7%で最も多くなっている。「好ましい」と「どちらかといえば好ましい」を合わせた≪好ましい≫が 24.3%となっており、「どちらかといえば好ましくない」、「好ましくない」を合わせた≪好ましくない≫が 40.7%となっている。

⑤地域に外国人が増えることへの影響についてどう思うか。
「そう思う」、「少しそう思う」を合わせた≪そう思う≫は、「外国のことについて関心を持つようになる」が 66.0%、「外国の言葉や文化等を知る機会が増える」が 63.1%となっている。
一方、「文化・習慣のちがいによるトラブルが生じる」が 82.5%、「言葉の壁によるトラブルが生じる」が 78.1%となっている。

⑥多文化共生社会実現のため、外国人には何をしてほしいか。
「日本の習慣、生活ルールを守るようにする」が 83.1%と最も多くなっている。次いで、「日本語や日本の文化を学ぶ」67.0%となっている。

【外国人対象】

①日本語の能力について。

日本語能力は、「話す・聞く・読む・書く」のすべての能力において「少しできる」と回答した割合が最も多い。能力別に見ると「できる」、「少しできる」を合わせた≪できる≫は、「話す」が 80.6%、「聞く」が 83.6%となっている。一方で、「読む」は 69.3%、「書く」は 64.0%となっており、読解・記述面が低くなっている。

②日常生活に関する情報の入手先。(複数回答)

「ＳＮＳ」が 43.1%と最も多く、次いで「家族や親せき」39.7%、「日本人の友人」34.0%など、身近な人からが多くなっている。

③地域における交流。(複数回答)

「仕事や職場」が 56.0%と最も多くなっている。次いで、「祭りなどの伝統行事」32.4%、「清掃活動（地域のごみ拾いや環境美化など)」24.7%となっている。

④どのような交流であれば参加したいか。(複数回答)

「祭りなどの伝統行事」が 47.7%と最も多くなっている。次いで、「日本語教室」32.1%、「仕事や職場」30.5%、「清掃活動」28.3%、「運動会（職場や学校のスポーツイベントなど)」27.7%となっている。

⑤地域のために活動したいと思うか。

「活動したい」が 61.3%となっており、地域のために何らかのかたちで活動したいと考えている方が多くなっている。

⑥どんな活動をやってみたいか。(複数回答)

「ボランティア活動（通訳、清掃活動など)」が 59.2%と最も多くなっている。次いで、「趣味を同じくする人たちのサークル活動」49.5%となっている。

⑦日常生活で困っていること、不安なこと。(複数回答)

「言葉が通じない」が 36.3%で最も多くなっている。次いで、「物価が高い」28.6%、「日本の生活習慣・ルールのちがい」24.1%、「友人が少ない」21.9%、「生活費やお金の問題」17.9%となっている。

⑧県や市町村にしてほしいこと。(複数回答)

「外国人が日本語や日本の習慣を学ぶ機会を増やす」が 52.3%と最も多くなっており、日本語学習や生活習慣への支援が多く求められている。次いで、「外国人の就職を支援する」41.6%、「日本人と外国人が交流する機会を増やす」30.1%、「外国語で医療（病院・薬局）を利用できるようにする」27.4%、「外国人の相談窓口を増やす」26.3%となっており、就労、交流、医療といった生活基盤分野への支援が求められている。

資料３　外国人雇用事業者へのアンケート調査

（１）調査の概要

①調査対象　福島県南地方において外国人を雇用している事業所
・白河市への「協力確認書」提出事業所（43 事業所）
・産業サポート白河が把握する外国人雇用事業所（40 事業所）

②調査方法　郵送またはメールによる配布・ロゴフォームによる回収

③調査期間　令和８年５月 26 日～７月 15 日

④配布・回収　配布　83 件／回収　44 件／回収率　53.0％

⑤実施機関　白河市企画政策課

（２）調査結果の概要（主なもの）

①事業所の業種。

「製造業」が 68.1％と最も多く、次いで「農林漁業」9.1％、「医療・福祉」6.8％となっている。

②今後の外国人従業員の雇用方針。

「現状を維持したい」が 54.6％と最も多く、「積極的に増やしていきたい」22.7％と合わせると、約８割の事業所が今後も外国人の雇用を継続、または拡大する意向を持っている。

③外国人を雇用していくうえで、心配や不安なこと。（複数回答）

「日本で生活するルールや習慣を知らずにトラブルが起きてしまうこと」が 43.1％と最も多く、次いで、「言葉が通じず、コミュニケーションが取れないこと」が 31.1％となっている。

④雇用した外国人のプライベート面で困った経験。（複数回答）

「ごみや資源の分け方、出し方などのルール」が 25.4％と最も多く、次いで、「家や部屋からの物音や騒音」が 18.7％、「日本語が話せない」13.3％となっている。

⑤外国人も暮らしやすい地域にするため、行政が積極的に取り組む必要があるもの。（３つまで）

「外国人が日本（地域）の生活ルール・習慣を学ぶ機会を増やす」が 23.1％と最も多く、次いで、「外国語で医療（病院・薬局）を利用できるようにする」15.4％、「外国人が日本語の勉強をする機会を増やす」12.5％など、生活ルールや日本語教育に対する支援を望む声が多くなっている。

⑥外国人を雇用・管理する上での情報の入手先。（複数回答）

「登録支援機関、監理団体」が 69.3％と最も多く、次いで、「行政（市・県・出入国在留管理局等）」11.5％、「インターネット、ＳＮＳ」11.5％となっている。

資料４　白河市長と外国人従業員の方との意見交換会

（１）会議の概要

①日　時　令和８年７月 14 日（火）午後６時～８時

②場　所　白河市人材育成センター　コワーキングスペース

③参加者　白河市内の企業で働く外国人従業員８名（特定技能、技術・人文知識・国際業務）

（２）主な意見（まとめ）

①生活情報の多言語化と情報の周知不足

・市（広域圏）では、すでに多言語版（英語、インドネシア語、ベトナム語）のごみカレンダーを作成しているが、外国人住民にその存在があまり知られておらず、情報が正しく伝わっていない。

・ＡＥＤの使い方など、命に関わる安全情報の多言語化が進んでいない。

②教育・文化イベント等の周知不足

・日本語や日本文化を学ぶ意欲は非常に高いが、「学ぶ場が少ない」と感じている。

・市国際交流協会の講座等は、会員となっている企業や協会インスタグラム、公共施設へのチラシ配架等で周知しているが、必要としている外国人住民まで十分に情報が届いていない。

③日本人（特に若い世代）との交流機会の不足

・日本人と直接関わる機会が少なく、文化のちがいによる誤解を防ぐためにも、地域住民（特に同世代間）との交流の場が求められている。

④交通・移動の不便さ

・主な移動手段が自転車や徒歩に限られる中、バスの便数が少なく不便を感じている。

白河市多文化共生推進プラン

令和９（2027）年●月

発行　白河市
編集　市長公室 企画政策課
〒961-8602　福島県白河市八幡小路７番地１
TEL 0248-28-5500
FAX 0248-27-2577
E-mail:kikaku@city.shirakawa.fukushima.jp